

戸沢村特産品支援金交付要綱

(交付の目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、イベントの中止や土産店の休業が相次ぎ、自社で製造する特産品等の販売の機会を失ってしまった事業者に対して、戸沢村の特産品を絶やさないために支援金を交付する。

(交付対象者)

第2条 2019年度の1年間に物産イベントへの参加実績が2回以上ある事業者、または自社の商品を商店、土産物店等に卸し、販売を委託している事業者。

- 2 対象となる事業者は、村内に住所を有するもがみ北部商工会会員もしくは戸沢村観光物産協会会員に限る。
- 3 納期限の到来した村税を完納している事業者に限る。
- 4 戸沢村感染拡大防止休業協力金、戸沢村持続化給付金、戸沢村雇用調整助成金を受け取っていない事業者。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は1事業者につき100,000円とし、一度に限り交付する。

(交付申請)

第5条 対象者が交付金を受けようとするときは、令和2年7月31日までに、戸沢村特産品支援金交付申請書に、必要書類（イベント参加実績がわかる書類、納品書の写し等）を添えて村長に提出すること。

(支給の決定)

第6条 村長は、前条の規定により支援金の交付申請があったときは、その内容を審査した上、交付額の確定をし、助成金の支給を行う。

(交付決定の取り消し)

第7条 村長は交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は交付決定を取り消し、交付金の金額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき

(助成金の返還)

第8条 支援金の交付を受け、前条の規定による取り消しの通知を受けたときはすみやかに支援金を返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱の運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

年 月 日

戸沢村特産品支援金交付申請書

戸沢村長 渡部 秀勝 殿

申請者 所在地

名称及び代表者名

電話番号

㊦

戸沢村特産品支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、決定の審査に当たっては、必要に応じ、税情報を閲覧することに同意します。

記

1 店舗名称・所在地

名称	
業種	
所在地	

2 申請資格確認 (該当する欄に記入してください。)

イベント参加実績 2019年2回以上

参加イベント名	イベント開催日	売上げ (おおよその目安額)

土産物店などに商品を納品し、販売等を委託している

商品納入先	納入商品名	年間あたり売上げ (おおよその目安額)

※戸沢村感染拡大防止休業協力金等を受け取っている方は該当となりません。

※戸沢村持続化給付金、戸沢村雇用調整助成金との併用はできません。

3 交付申請額

100,000円

4 支援金の交付先

振込先 金融機関	銀行・農協 信用組合			支店
口座種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ 口座名義人				

5 添付書類 (□に☑をして、添付漏れのないよう、お願いいたします)

イベント参加時の出店料の領収書 (観光物産協会にて把握している場合は添付不要)

納品伝票の写し

指令 第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名 様

戸沢村長 渡 部 秀 勝

戸沢村特産品支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった戸沢村特産品支援金については、下記と
おり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額.....100,000 円